

## 同一日の算定について

( A 欄のサービスの入所前、退所後に B 欄のサービスを同日利用した場合 )

A	算定 ( 入所日 )	算定 ( 退所日 )	B	
介護老人保健施設	○	*	訪問看護費	医療系サービス
介護療養型医療施設	○	×	訪問リハビリテーション費	
介護医療院	○	×	居宅療養管理指導費	
の施設サービス費		×	通所リハビリテーション費	
短期入所療養介護費			通所介護費	福祉系サービス
	○	○	訪問介護費	
	○	○	訪問入浴介護費	
短期入所生活介護費			短期入所生活介護費	
			通所介護費	
	○	○	その他の居宅サービス費	

○ : 同日に算定できる。

○ : 算定できるが、そのようなプランを機械的に組み込むことは適正ではない。

× : 算定できない。

\* : 厚生労働大臣が定める状態 ( 利用者告示第 6 号 ) にある利用者又は主治の医師が退所・退院した日に訪問看護が必要であると認める利用者に限り、訪問看護費を算定できる。